

4. 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。
5. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

1-1-13 請負者相互の協力

請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び国及びその他地方公共団体等の他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-14 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1-1-15 低入札価格調査制度の調査対象工事

請負者は、当該工事を三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める基準価格を下回る価格で落札した場合においては、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負代金の総額）が3,000万円未満（建築一式工事においては、4,500万円未満）であっても、施工体制台帳及び施工体系図を作成し工事現場に備えるとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (2) 請負者は、監督員が工事実態調査資料の提出を求めた場合は、資料の作成を行い、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査資料については、別途監督員が指示する。
- (3) 請負者は、工事実態調査資料の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
- (4) 請負者は、第1編1-1-23監督員による検査（確認を含む）及び立会等の第6項に規定する表1-2段階確認一覧表および表1-3施工状況立会一覧表における確認の程度は、重点監督によるものとしなければならない。

なお、一般監督による確認の程度を越える施工状況立会については、臨場を机上によるものとし、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し**確認**を受けなければならない。ただし、設計図書において監督の区分を重点監督とした場合は、除くものとする。

(5) 請負者は、三重県低入札価格調査実施要領第11条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事請負契約締結日から7日以内に監督員に**提出**しなければならない。

また、当該専任の担当技術者について、第1編1-1-7CORINSへの登録に規定する工事実績情報の「担当技術者」として、登録機関に登録申請をしなければならない。

1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-52臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合

(2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合

(3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合

(4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合

(5) 第三者、請負者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合

(6) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不相当又は不可能となった場合

2. 発注者は、請負者が**契約図書**に違反し又は監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、請負者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-18 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条第2項の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という）ものとし、監督員はその結果を請負者に**通知**するものとする。

2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。

3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**するものとする。

4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を

1-1-24 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に土木工事数量算出要領（案）（国土交通省中部地方整備局監修）等（以下「数量計算要領」という。）及び**設計図書**に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、出来形測量の結果及び**設計図書**に従って完成図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

なお、完成図とは、**設計図書**に基づき施工したものの出来形を測量し、その測定結果を表した図面とする。

1-1-25 完成検査

1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成報告書を監督員に**提出**しなければならない。
2. 請負者は、工事完成報告書を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了し、これらの資料を工事完成報告提出時に監督員への**提出**が完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて、請負者に対して検査日を**通知**するものとする。
4. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等の検査を行う。
5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
7. 請負者は、当該完成検査については、第1編 1-1-23 第3項の規定を準用する。

1-1-26 出来高検査

1. 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合又は、契約書第38条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
2. 請負者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、出来高部分検査要求書及び工事出来形内訳書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
3. 発注者は、出来高検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して、検査日を**通知**するものとする。
4. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として、工事の出来高に関する資料（契約図書及び工事出来高内訳書等）と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5. 請負者は、検査員の指示による補修については、本編 1-1-25 の第5項の規定に従うものとする。
6. 請負者は、当該既済部分検査については、本編 1-1-23 第3項の規定を準用する。
7. 契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に本編1-1-30により履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-27 中間検査

1. 請負者は、三重県建設工事検査規則第25条に基づき、中間検査を受けなければならない。
2. 中間検査は、三重県建設工事検査規則第25条において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
3. 中間検査は、三重県建設工事検査規則第25条において定められた段階において行うものとし、請負者は中間検査要求書を監督員に提出しなければならない。
4. 中間検査を行う日は、請負者の意見を聞いて発注者が定め、発注者は検査日等、必要な事項を監督員を通じて通知するものとする。
5. 検査員は監督員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として、契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして、検査を行う。
6. 請負者は、当該中間検査については、本編 1-1-23 第3項の規定を準用する。

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 請負者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-29 施工管理

1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行なわなければならない。
2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
4. 請負者は、建設工事施工管理基準（案）により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成報告書提出時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準が定められていないものについては、監督員に協議を行うものとする。

1-1-30 履行報告

- 請負者は、契約書第11条の規定に基づき、毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月の3日までに監督員に提出しなければならない。